

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
生活保護法による診療所の廃止()
保安林の指定(森林保全課)
都市公園の供用の開始(都市計画課)
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)
- 臨時教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 教 委 告 示
- ◇ 人 委 規 則 管理職手当に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一
部を改正する規則(職員課)
- ◇ 調 達 公 告 公募型指名競争入札の実施(三件)(管理課)

告 示

鳥取県告示第六百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十一年九月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
潮 歯 科 医 院	西伯郡会見町天万九〇七―四	平成十一年九月十三日

鳥取県告示第六百十六号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十一年九月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
潮 歯 科 医 院	西伯郡会見町天万九〇七―四	平成十一年七月二十日

鳥取県告示第六百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十一年九月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 保安林の所在場所

西伯郡中山町下甲字濱ノ上一八一の三、字下山八七六の二、八七六の三、八七七の
一から八七七の四まで、字西下モ山八七六の一、八九六、八九七、八九七の二から八
九七の三まで、八九八、八九九、御崎字徳山六〇九、六〇九の一、六一〇の二から六
一〇の三まで、六一一の一、六一一の二、六一二の一、六一二の二、六一三、六一三
の一、字中瀬六一四の一、六一四の二、六一四の三九、六一四の四〇、六一四の四二、
六一四の四四

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、中山町森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び中山町
役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百十八号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九
号）第二条の二の規定により告示する。

平成十一年九月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 名称

鳥取県立布勢総合運動公園

二 位置

鳥取市里仁

三 区域

別紙図面のとおり

四 供用開始の期日

平成十一年九月二十四日

〔別紙図面〕は、省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金
融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正
し、平成十一年十月一日から施行する。

平成十一年九月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

第三号の表鳥取西部農業協同組合の項中

金融東支所	米子市両三
伯仙支所	柳
大高支所	米子市福万
	米子市尾高

金融東支所	米子市両三	
伯仙支所	柳	
大高支所	米子市福万	株式会社山陰合同銀行
	米子市尾高	日野橋支店

に改める。

を

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成十一年九月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

- 一 日時 平成十一年九月二十六日(日) 午前十時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員会
- 三 議題
 - 1 市町村教育委員会教育長の承認について
 - 2 その他

人事委員会規則

管理職手当に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年九月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

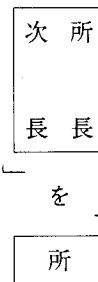
鳥取県人事委員会規則第十九号

管理職手当に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第一条 管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の地方機関の鳥取港湾事務所の項中

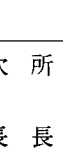
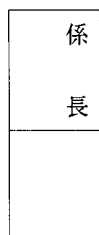


長
に改める。

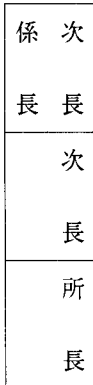
(職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第二条 職員の職務の級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の地方機関の鳥取港湾事務所の項中



を



に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年9月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 主要地方道鳥取港線橋りょう整備工事（千代橋1工区）
- (2) 工事場所 鳥取市古市
- (3) 工事内容

ア 本件工事は、一級河川千代川に架かる橋りょう下部工のうち橋脚1基を建設する工事である。

イ 本件工事に近接して別途橋台及び橋脚工事が施工中であるため、相互の連絡調整を十分に行う必要がある。

ウ 本件工事は、千代川堤外地で行うため、原則として出水期間以外の期間に施工しなければならない。このため関係機関と十分に協議を行う必要がある。

(4) 工事の詳細

橋脚

構 造：小判柱橋脚

基礎形式：杭基礎（鋼管杭 設計径1,000mm、杭長23.0m×32本）

橋脚の高さ：15.7m

(5) 工期 平成11年11月から平成12年3月20日まで

(6) 予定価格 202,626,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。

イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成によるものとする。

ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。

エ 代表者は、出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木一式工事）の許可を受けていること。

ウ 平成10年7月鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成11年9月24日（金）から同年10月4日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成11年4月1日（木）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 本件工事の現地での施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

<p>(7) 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する土木施工管理（1級又は2級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p> <p>(4) 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>(3) 共同企業体の代表者の資格</p> <p>ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における土木一式工事の総合評点が920点以上であること。</p> <p>イ 平成2年度以降に、工事が完成し引き渡しが完了している杭基礎を有する橋りょう下部工の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>ウ (2)のカにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成2年度以降に同種工事を施工監理した実績を有する者であること。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成11年9月24日（金）から同年10月4日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係（鳥取県庁本庁舎5階）</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所</p>	<p>(1)に同じ。</p> <p>イ 提出方法</p> <p>持参すること。</p> <p>(3) 技術資料等の審査</p> <p>提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係（電話番号0857-26-7347）とする。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p> <p>(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもつて入札をした他の者のうち最低の価格をもつて入札をした者を落札者とするところがある。</p> <p>公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。</p> <p>平成11年9月24日</p> <p>鳥取県知事 片 山 善 博</p>
---	---

<p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 主要地方道鳥取港線橋りょう整備工事(千代橋2工区)</p> <p>(2) 工事場所 鳥取市古市</p> <p>(3) 工事内容</p> <p>ア 本件工事は、一級河川千代川に架かる橋りょう下部工のうち橋脚1基を建設する工事である。</p> <p>イ 本件工事に近接して別途橋台及び橋脚工事が施工中であるため、相互の連絡調整を十分に行う必要がある。</p> <p>ウ 本件工事は、千代川堤外地で行うため、原則として出水期間以外の期間に施工しなければならない。このため関係機関と十分に協議を行う必要がある。</p> <p>(4) 工事の詳細</p> <p>橋脚</p> <p>構 造：小判柱橋脚</p> <p>基礎形式：杭基礎(鋼管杭 設計径1,000mm、杭長23.5m×24本)</p> <p>橋脚の高さ：15.2m</p> <p>(5) 工期 平成11年11月から平成12年3月20日まで</p> <p>(6) 予定価格 231,995,400円(消費税及び地方消費税の額を含む。)</p> <p>2 技術資料等の提出ができる者</p> <p>技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 共同企業体に関する条件</p> <p>ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工とする。</p> <p>イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成によるものとする。</p> <p>ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。</p> <p>エ 代表者は、出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。</p>	<p>オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員共通の資格</p> <p>ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業(土木一式工事)の許可を受けていること。</p> <p>ウ 平成10年7月鳥取県告示第492号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づき入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。</p> <p>エ 平成11年9月24日(金)から同年10月4日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>オ 平成11年4月1日(木)からおおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。</p> <p>カ 本件工事の現地での施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>ク 主任技術者にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する土木施工管理(1級又は2級)の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p> <p>ク 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>(3) 共同企業体の代表者の資格</p> <p>ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における土木一式工事の総合評点が920点以上であること。</p>
---	--

イ 平成2年度以降に、工事が完成し引き渡し完了している杭基礎を有する橋りょう下部工の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

ウ (2)のイにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成2年度以降に同種工事を施工監理した実績を有する者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成11年9月24日（金）から同年10月4日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係（鳥取県庁本庁舎5階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されずとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年9月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般県道俊原青谷線道路改良工事（高架橋上部工（架設））

(2) 工 事 場 所 気高郡青谷町大字青谷

(3) 工 事 内 容

本件工事は、一般県道俊原青谷線の高架橋上部工（L=484.0m、W=14.0m）のうち、6径間分（L=141.0m）の架設工事である。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工架設
設計荷重：B活荷重

上部工型式：プレテンション方式6径間連結T桁橋^{たて}

橋 長：L=141.0m

支 間 長：6×22.6m

幅 員：全体 W=14.0m

(内訳 車道=3.00m×2、歩道=3.50m×2)

平面線形：直線橋 斜角90°

架設工法：クレーン架設工法

(5) 工 期 平成11年11月から平成12年3月20日まで

(6) 予定価格 180,894,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工とする。

イ 共同企業体は、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名による自主結成によるものとする。

ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業(土木一式工事)の許可を受けていること。

ウ 平成10年7月鳥取県告示第492号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必

要な資格等)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

エ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。)の結果における土木一式工事の総合評点が90点以上であること。

オ 平成11年9月24日(金)から同年10月4日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 平成11年4月1日(木)からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更正手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

キ 本件工事の現地での施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ク 主任技術者にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する土木施工管理(1級又は2級)の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

ク 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

イ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。

ウ 平成2年度以降に、PC橋(道路橋に限る。)上部工の桁製作から架設までの一連の工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20

%以上のものに限る。

エ (2)のキにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成2年度以降に同種工事を施工監理した実績を有する者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成11年9月24日(金)から同年10月4日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。